

# 国保だより No.51 冬号 令和6年2月発行



令和5年3月 鴻巣パンジーマラソン

## 目次

- ごあいさつ..... P2
- 令和4年度の国保特別会計の運営状況について..... P2
- 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の概要 ... P3
- 令和6年度の国民健康保険税率を改正します..... P4
- 国保税のお支払いは原則口座振替となります..... P4
- 産前産後期間の国民健康保険税が免除されます..... P5
- 所得の申告をお願いします..... P5
- 人間ドック・脳ドックの助成を行います..... P6
- 特定健診を受けた後は、特定保健指導を受けましょう！..... P7
- 医療費を大切にしましょう..... P7
- 交通事故等にあったときは必ず届出・連絡を!!..... P7
- 令和6年秋以降、保険証が廃止され、  
マイナンバーカードと一体化されます..... P8
- 特別徴収（年金天引き）を平準化します..... P8



ひなちゃんも  
一緒に健康管理!

# ～ごあいさつ～

## Ⅰ 鴻巣市から

鴻巣市長 並木 正年



日頃より、本市の行政運営にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
国民健康保険は、平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体として市町村と共同で運営をしており、現在、埼玉県は県内の保険税水準について、令和9年度の準統一を目指しているところです。

このような中、本市の令和4年度の一人当たりの医療費は、過去最高であった令和3年度を上回り、令和5年度においても増加傾向が続いている状況です。持続可能で安定した事業運営を維持するため、本市では、令和4年度から段階的、計画的に税率改正を実施しており、令和6年度も税率改正を行うこととなりました。被保険者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解をお願いいたします。

本年1月から、国において、出産された被保険者の産前産後期間の保険税の免除を行う制度が開始されました。今後も、昨年度から開始した未就学児の均等割額の半額を減額する制度や、市の独自施策である第3子以降の子どもの均等割額の全額減免と併せ、引き続き子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

また、特定健康診査や特定保健指導の推進、糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、人間ドック・脳ドック検査費用の一部助成、ジェネリック医薬品の活用の促進等、健康づくりのための各種事業を積極的に展開し、医療費の削減に努めてまいります。

今後も、市民の皆様の健康づくりに努めるとともに、誰もが活躍でき、主役になれるまちづくりを全力で推進してまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## Ⅰ 鴻巣市国保運営協議会から

鴻巣市国民健康保険運営協議会 会長 金子 宮司



本運営協議会は、本市の国民健康保険が安定して運営できるよう、保険税や保険給付、保健事業等について、意見の交換や審議を行う場として設置されております。

今年度も、並木市長より国民健康保険税の税率改正について諮問をいただき、慎重な審議を行ってまいりました。

本市におきましては、各種保健事業や医療費適正化など、きめ細かな事業を推進しているところでありますが、一人当たり医療費が引き続き増加傾向であることから、国保運営の環境は依然厳しい状況です。また、令和9年度の県内市町村の保険税水準の準統一を見据え、将来にわたり安定した国保運営を図るため、計画的、段階的に本市の国民健康保険税率の改正を行っていくべく、令和6年度の税率改正の答申を行いました。

今後も、本運営協議会はその責務の重さを認識し、国保事業の力になれるよう心がけてまいります。

## 令和4年度の国保特別会計の運営状況について

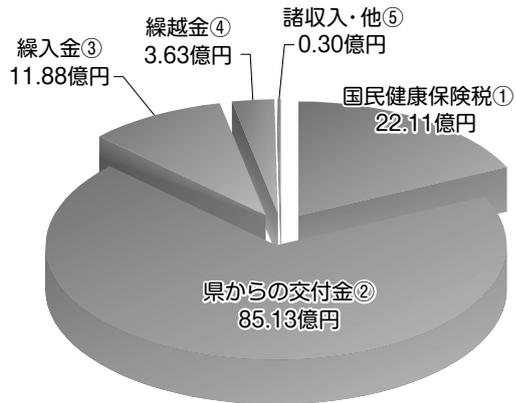
令和4年度の国保財政の運営状況は、コロナ禍による受診控えからの回復が続き、医療機関への支払である保険給付費（表-1中、歳出「市が支払う医療費等②」）が約82億8,600万円となり、前年度と比較して約6,000万円の増加となりました。また、事業費納付金（歳出「県に納める納付金③」）についても、前年度比約6,000万円増となる約29億9,100万円となっています。

歳入においては、税率改正により保険税が前年度比で約4,000万円増加しましたが、引き続き厳しい運営状況となっております。

1人当たりの医療費は389,758円（表-2）となり、前年度と比較して15,453円の伸びとなり、令和5年度現在も増加傾向が続いています。引き続き特定健診の推進（表-4）や、各種健康づくり事業を積極的に展開するなど、医療費の削減に努めてまいります。

## 《令和4年度 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の概要》(表-1)

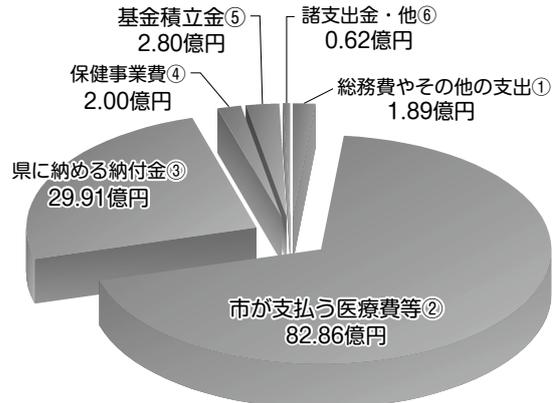
### 歳 入



【歳入:123.05億円】

歳 入	金額(億円)	割合%
国民健康保険税①	22.11 億円	18.0%
県からの交付金②	85.13 億円	69.2%
繰入金③	11.88 億円	9.7%
繰越金④	3.63 億円	2.9%
諸収入・他⑤	0.30 億円	0.2%
令和4年度	123.05 億円	100.0%

### 歳 出



【歳出:120.08億円】

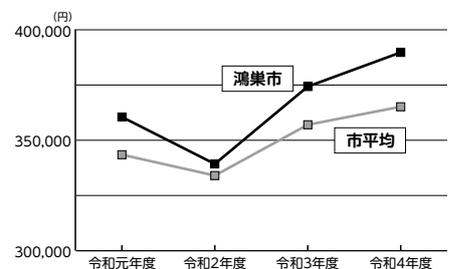
歳 出	金額(億円)	割合%
総務費やその他の支出①	1.89 億円	1.6%
市が支払う医療費等②	82.86 億円	69.0%
県に納める納付金③	29.91 億円	24.9%
保健事業費④	2.00 億円	1.7%
基金積立金⑤	2.80 億円	2.3%
諸支出金・他⑥	0.62 億円	0.5%
	120.08 億円	100.0%

※割合については決算と整合性を図るため円単位での割合としています。また、一部切上げ・切捨て表示しています。

## 《一人当たり医療費額の推移》(表-2)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鴻巣市	360,536円	339,276円	374,305円	<b>389,758円</b>
市平均	343,473円	334,027円	357,016円	<b>365,173円</b>
県順位	13位	21位	10位	<b>6位</b>

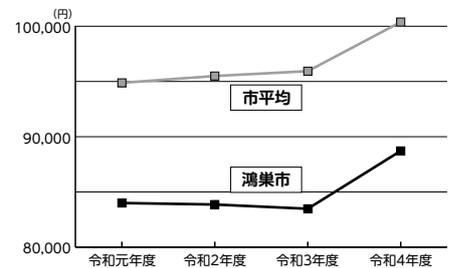
※県順位は県内40市中の順位



## 《一人当たり調定額の推移》(表-3)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鴻巣市	83,997円	83,862円	83,477円	<b>88,717円</b>
市平均	94,877円	95,494円	95,932円	<b>100,380円</b>
県順位	31位	32位	33位	<b>32位</b>

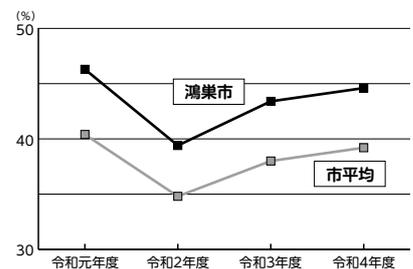
※県順位は県内40市中の順位



## 《特定健診受診率の推移》(表-4)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鴻巣市	46.3%	39.4%	43.4%	<b>44.6%</b>
市平均	40.4%	34.8%	38.0%	<b>39.2%</b>
県順位	5位	12位	7位	<b>5位</b>

※県順位は県内40市中の順位





# 令和6年度の国民健康保険税率を改正します

国民健康保険は、平成30年度から都道府県単位となり、埼玉県と市町村が共同で運営する制度となったことから、医療費は全額埼玉県が負担し、市は医療費に見合った納付金を埼玉県に納めています。

国民健康保険の被保険者数は年々減少しておりますが、一人当たり医療費は前ページの表2のとおり増加傾向が続いていることから、納付金の一人当たり負担額も増加しています。

また、埼玉県では、現在、市町村ごとに異なる保険税率について、保険税水準の統一を目指しており、令和9年度に収納率格差以外の項目を統一することを目標としています。

このようなことから、国保財政の安定した運営を図るため、段階的に保険税率を改正しており、令和6年度も税率を改正します。

国民健康保険制度を持続可能な制度とするため、ご協力をお願いいたします。

## 令和5年度 保険税率

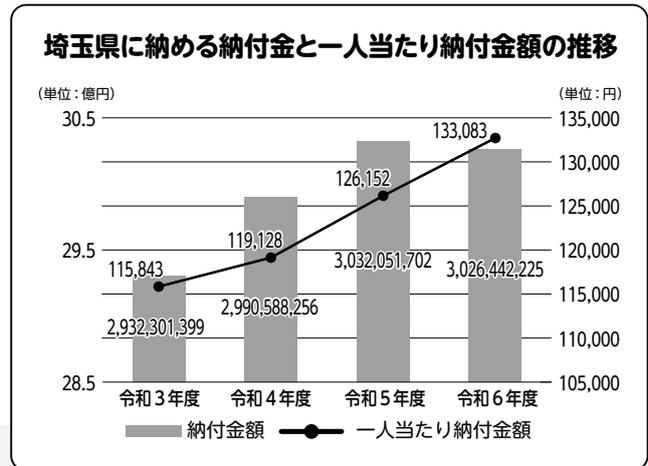
	所得割	均等割
医療分	6.9%	27,000円
支援金分	2.3%	13,000円
介護分	2.2%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.4%</b>	<b>56,000円</b>

介護分は40歳から64歳の方のみ課税されます。



## 令和6年度 保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.80% (△0.10%)	27,500円 (+500円)
支援金分	2.75% (+0.45%)	16,000円 (+3,000円)
介護分	2.40% (+0.20%)	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.95% (+0.55%)</b>	<b>59,500円 (+3,500円)</b>



※今回の税率改正によるモデルケース別影響額等については市ホームページをご覧ください。

## 【参考】令和6年度 鴻巣市市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.92%	41,082円
支援金分	2.76%	15,947円
介護分	2.30%	16,285円
<b>合計</b>	<b>11.98%</b>	<b>73,314円</b>

※市町村標準保険税率とは、統一の算定ルールに基づき埼玉県が毎年、市町村ごとに算定する理論上の税率で、各市町村が安定的に国保財政を運営していくための標準的な水準を示すものです。

本年1月に埼玉県から示された令和6年度の本市の市町村標準保険税率は左記のとおりです。

本市の令和6年度の税率と比較すると、均等割については、医療分の乖離がまだ約13,500円あるため、令和7年度以降も急激な負担増加とならないよう段階的に税率改正を行っていく予定です。



# 国保税のお支払いは原則口座振替となります

市では、年金天引きの世帯を除き、原則として口座振替による納付となります。現在、納付書で納めている方は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えをお願いします。



# 令和6年1月1日から 産前産後期間の国民健康保険税が免除されます

出産予定又は出産された被保険者の国民健康保険税が一部免除されます。免除を受けるには、原則として届出が必要です。

## 対象者

令和5年11月1日以後に出産または出産予定の被保険者（出産被保険者）がある世帯の世帯主  
※「出産」は妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。

## 免除の対象となる国民健康保険税

出産被保険者に係る保険税の所得割額及び均等割額のうち、免除対象期間の月分の額を免除

### 免除対象期間

出産予定月又は出産月の前月から翌々月までの4か月  
(多胎妊娠の場合は出産予定月又は出産月の3か月前から翌々月までの6か月)

例1 令和6年4月が出産予定月で単胎妊娠の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
----	----	----	----	----	----	----	----

—この期間分を免除

例2 令和6年4月が出産予定月で多胎妊娠の場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
----	----	----	----	----	----	----	----

—この期間分を免除

※令和5年12月以前は、免除対象期間に含まれません（令和5年11月が出産月の場合は、令和6年1月のみが免除対象期間となり、1か月分の額が免除されます。）。

## 申請方法

次の書類を持参して国保年金課または吹上・川里支所福祉グループにご来庁ください。（郵送可）

- 1：届出書
- 2：届け出される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 3：出産予定日または出産日が確認できる書類（母子手帳等）
- 4：多胎妊娠の場合は、そのことが確認できる書類



# 所得の申告をお願いします

国民健康保険では、保険税の所得割の算定のほか、保険税の軽減判定や、高額療養費の自己負担限度額などの判定にも所得が用いられます。**令和5年中に収入がなかった方も必ず申告をお願いします。**申告については広報2月号の記事「市・県民税の申告のご案内」もご覧ください。

### 【申告をしないと】

- ・国民健康保険税の軽減措置が適用されません。
- ・高額療養費の自己負担限度額が判定できないため、窓口で支払う自己負担額が高くなります。

### 【申告が必要な方】

- ・国民健康保険に加入している世帯の世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者(※)で、令和6年4月1日現在16歳以上の人（学生等、家族の扶養親族であっても申告がないと軽減等の適用を受けることができません。）

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人で、継続して同一の世帯に属する方です。  
※毎年、申告勧奨のハガキが送付される方も事前の申告をお願いします。



# 人間ドック・脳ドックの助成を行います

人間ドック

脳ドック



詳細は市HPをご覧ください

健康な生活を送ることができるよう、疾病の早期発見や早期治療のために、人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています。助成は1年度内（4月1日～3月31日）に1回が限度となります。

問い合わせ／国保年金課保健事業担当 ☎541-1321（内線2654）

## 人間ドック

**助成対象**／受診日当日30歳以上の国民健康保険の被保険者（保険税の未納がない世帯）及び後期高齢者医療制度の被保険者（市税及び保険料の未納がないこと）

**【市指定医療機関で受診する場合（簡易1日人間ドック）】**

**助成金額**／27,000円

**自己負担額**／11,700円

※下記検査項目以外の検査を行う場合、別途費用がかかる場合がありますので、医療機関にご確認ください

**人間ドック市指定医療機関** 広報「かがやき」12月号または市HPをご覧ください。

**手続きの流れ**／①受診する指定医療機関に予約 ②保険証を持参のうえ国保年金課又は両支所福祉グループに申請（受診日の1か月前から申請受付可） ③医療機関に提出する書類を受領 ④保険証・③の書類を持参のうえ人間ドックを受診 ⑤指定医療機関に自己負担額を支払う

**検査項目**／計測・診察・血圧測定・心電図検査・胸部レントゲン検査・胃部内視鏡もしくはレントゲン検査・腹部超音波検査・便潜血反応検査・尿検査・血液検査（血液一般・肝機能・脂質・腎機能・糖代謝・腫瘍マーカー）・総合判定

**【市指定医療機関以外で受診する場合（一般人間ドック）】**

**助成金額**／オプション検査を除いた検査費用の7割（100円未満切り捨て）で限度額27,000円

**手続きの流れ**／①医療機関で検査を行い、検査費用を全額支払う ②下記の必要書類を持参のうえ国保年金課又は両支所福祉グループに申請（指定の口座へ振り込みます）

**必要書類**／保険証、受診者の「氏名」「受診日」「医療機関名」が明記された領収書の原本及び結果票の原本（写しをとらせていただきます）、振込口座情報（通帳など）

### 重要 検査結果の取り扱い

市が助成する人間ドックを受けたことにより、特定健康診査を受診したとみなす場合があります。この場合、人間ドックの結果は実施主体である鴻巣市、実施医療機関及び埼玉国民健康保険団体連合会が保有し、国への報告または、受診者の保健指導等に活用させていただきますのでご了承ください。

## 脳ドック

**助成対象**／受診日当日35歳以上の国民健康保険の被保険者（保険税の未納がない世帯）及び後期高齢者医療制度の被保険者（市税及び保険料の未納がないこと）

**助成金額**／オプション検査を除いた検査費用の7割（100円未満切り捨て）で限度額28,000円

**手続きの流れ**／①医療機関で検査を行い、検査費用を全額支払う ②下記の必要書類を持参のうえ国保年金課又は両支所福祉グループに申請（指定の口座へ振り込みます）

**必須検査項目**／磁気共鳴断層撮影(MRI)、磁気共鳴血管撮影(MRA) ※必須検査項目を行っていない場合は助成の対象となりません。

**受診できる医療機関**／指定はありません。市内で受信できる医療機関は広報「かがやき」12月号または市HPをご覧ください。

**必要書類**／保険証、受診者の「氏名」「受診日」「医療機関名」が明記された領収書の原本及び結果票の原本（写しをとらせていただきます）、振込口座情報（通帳など）

### 注意 一般人間ドック・脳ドックの結果票について

医療機関によっては、結果票の交付に時間がかかる場合があります。2～3月に受診し、令和5年度内の申請をお考えの方は、結果票の交付日について医療機関にご確認ください。申請が4月以降となった場合は、受診日に関わらず令和6年度分の助成申請となります。



## 特定健診を受けた後は、特定保健指導を受けましょう！

### 【特定保健指導とは】

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、管理栄養士等の専門スタッフが個別に面談を行います。個人のライフスタイルに合った取り組みやすい目標を設定し、生活習慣の改善に向け約3か月間サポートします。

**【対象者】** \*対象となった方には、市から利用券が送付されます  
40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者かつ特定健診を受診した方で以下①・②の両方に該当した方  
**（特定健診の結果）**

- ①腹囲またはBMIでメタボリックシンドロームと判定
  - ②高血糖、高血圧、脂質異常の項目のいずれかが該当となる方
- ※糖尿病・高血圧症・脂質異常症の薬剤を服用している方を除く。

### 【鴻巣市の特定保健指導】

- ・特定保健指導を修了した方全員に景品をプレゼントいたします。

- ・対面だけでなく、オンラインでの面談を実施しており、スマホがあれば誰でも簡単にご自宅で面談できます。

※特定保健指導の対象となった方へ、業務委託契約をしているavivo株式会社よりご連絡する場合があります。

### 【参加者の声】

- ・今まで極端なダイエットをしていたが続き、特定保健指導に参加してやはりバランスの良い食事と運動が良いと分かった。
- ・食事記録を毎日つけるようにして3kg減った。これからは頑張ります。
- ・管理栄養士さんからのお話で危機感を持ち、間食やご飯の量を気をつけるようになったら、体重が減りました。
- ・専門職の方から支援いただくことで頑張ろうと思えました。これからもアドバイスいただいたことを続けていきたいです。
- ・目標を立てたお米の量を減らすのを継続中です。つらくないのでこれからもがんばれそう。



特定保健指導は無料でご利用いただけますので、対象となった方は、ぜひお気軽にご利用ください。また、特定保健指導に該当しなくても、健診結果により、再検査や治療の必要な項目がありましたら、なるべく早く医療機関を受診してください。



## 医療費を大切にしましょう

### 医療費の増加を抑えるために心がけたいこと

- ①定期健診を受けて、健康管理に努めましょう。  
病気を早期に発見すれば治療期間も短く、医療費も少なくなります。
- ②『はしご受診』『重複受診』をやめましょう。  
医療費の増加だけでなく、薬の重複使用等で体に悪影響を及ぼします。
- ③時間外診療をさげましょう。  
緊急時以外は診療時間内に受診するようにしましょう。
- ④かかりつけ医を持ちましょう。  
日頃から病気の治療や、医療の相談ができるかかりつけ医を持つようにしましょう。
- ⑤小児救急電話相談を利用しましょう。  
夜間にお子さんが急な病気で心配になった時は、小児救急電話（# 8000）を利用することを考えましょう。
- ⑥ジェネリック医薬品を利用しましょう。  
患者さんの自己負担も軽減されます。医師または薬剤師に相談して可能な場合は利用しましょう。



## 交通事故等にあつたときは必ず届出・連絡を!!

交通事故など他人（第三者）の行為によりケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担することが原則です。

そのため、このような傷病で保険証を使って治療を受けるときには、市役所国保年金課へ届出が必要となります。

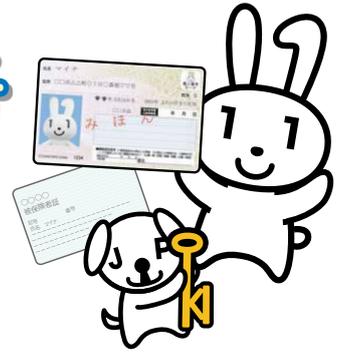
交通事故等にあつたときは、まず落ち着いて行動し、必ず警察に連絡しましょう。

### ◆国民健康保険証が使えないとき

次のようなときは、国保で治療を受けることができません。

- ◇飲酒運転、無免許運転などの法令違反が原因の交通事故によるもの
- ◇ケンカ、泥酔などによるもの
- ◇犯罪行為や故意によるもの
- ◇業務上（仕事や通勤途中）の事故によるもの
- ◇医師の指示に従わなかったとき
- ◇病気とみなされないもの
- ◇加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合

# 令和6年秋以降、保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化されます



令和6年秋以降、新規の保険証の発行が行われなくなります。  
 マイナンバーカードを保険証としてお使いください(マイナ保険証)。

※当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず被保険者資格情報等を記載した「資格確認書」を交付します。また、マイナ保険証を保有している場合でも申請により交付します。

## 【マイナ保険証の利用者の声】

- 急な入院で、限度額証がなくて困ったが、マイナンバーカードで対応してもらい助かった。
- 自分の薬剤情報や特定健診情報の伝え忘れ、伝え間違いの心配が減った。



## 【保険証の利用申込は簡単】

利用申込はスマートフォンから簡単に行えるほか、**セブンイレブンや、市役所の国保年金課・マイナンバーカード専用窓口でも申込みができます。**  
 (※市役所で手続きができるのは本人に限ります)

## 【鴻巣市の状況】

鴻巣市の国民健康保険被保険者のうち55.49%となる12,892の方がマイナンバーカードの保険証登録をしています。(令和6年1月現在)  
 みなさん、登録をお願いします。

# 特別徴収(年金天引き)を平準化します

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)は4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。このうち「仮徴収」は、賦課決定前であることから前年度の2月の徴収額と同額としており、過去に一時的な所得増加等で税額が大きく変動した場合、仮徴収と本徴収の額に大きな差が生じる状態が次年度以降も続いてしまいます。

これを解消するため、仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方については、特別徴収される額が年間を通じてできるだけ均等になるように、6月、8月の仮徴収額を変更します。

(例) 令和6年度、7年度とも保険税が年間 90,000 円の場合

### ●平準化しない場合(変更前)

令和6年度						令和7年度					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月
5,000円	5,000円	5,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円	5,000円	5,000円	5,000円

※税額が一定でも、仮徴収と本徴収の差額が大きいです。

### ●平準化した場合(変更後)

令和6年度						令和7年度					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月
5,000円	20,000円	20,000円	15,000円								

※税額が一定の場合、仮徴収と本徴収の差額が小さくなる

### 注意事項

- ①平準化により年間の保険税額が変わることはありません。
- ②平準化を行う時点では、本年度の税額は確定していないため、前年度と同額であると仮定し試算します。  
 仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません。
- ③毎年所得の変動が大きい場合は、特別徴収される額が均等にならない場合があります。